議案第113号

久喜市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例

久喜市立幼稚園保育料等徴収条例(平成22年久喜市条例第90号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「別表第1のとおり」を「0円」に改め、同条第2項中「別表第2」 を「別表」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第15条の6第2項に規定する施設等利用給付認定子どもの長期預かり保育料及び一時預かり保育料は、同表に定める額から、1日の保育につき450円を減じた額とする。第3条に次の1項を加える。

3 前項ただし書の場合において、その額が0円を下回る場合は、0円とする。 第5条第3項中「保育料、長期預かり保育料」を「長期預かり保育料」に改める。 別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の久喜市立幼稚園保育料等徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の保育の実施に係る保育料、長期預かり保育料及び一時預かり保育料について適用し、同日前の保育の実施に係る保育料、長期預かり保育料及び一時預かり保育料については、なお従前の例による。

令和元年9月3日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、保育料に関する規定について所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。